

浜松まつり開催本則

浜松まつりは、浜松固有の貴重な文化であり、市民の誇りである。

初子祝いのこのまつりを円滑に開催し、将来にわたり発展し続けることを目指し、ここに浜松まつりの開催本則を定める。

(名称)

第 1 条 ここに定める催事の名称は、「浜松まつり」とする。

(目的)

第 2 条 浜松まつりは、未来を担う子どもの誕生を祝い、もって伝統文化の継承、さらには市民の融和と連携を深め、郷土浜松のさらなる発展に資することを目的とするものである。

(行事)

第 3 条 浜松まつりの行事は、次のとおりとする。

- (1) 凧揚げ合戦
- (2) 御殿屋台の引き回し
- (3) にぎわい創出のための行事
- (4) その他浜松まつりに必要な行事

(期間)

第 4 条 前条の行事の開催期間は、5 月 3 日から 5 月 5 日までの 3 日間とする。

(運営の基準)

第 5 条 浜松まつりに参加する団体は、青少年の健全な育成を図るように努めなければならない。

- 2 浜松まつりに参加する団体は、暴力団及びその他関係者を行事に参加させてはならない。
- 3 浜松まつりの運営方法その他必要な事項は、別に定める。

(参加)

第 6 条 浜松まつりの行事に参加するには、別に定める手続きを必要とする。

(主催)

第 7 条 浜松まつりは、浜松まつり組織委員会が主催する。

- 2 浜松まつり組織委員会については、別に定める。

附則

- 1 この本則は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。